

西根都市計画 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更 (岩手県決定)

西根都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針を次のように変更し、名称を「八幡平都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」と変更します。

I. 都市計画の目標

- I-1. 都市計画区域の名称・規模等
- I-2. 基準年及び目標年次
- I-3. 都市計画区域の現状・課題
- I-4. 都市づくりの基本理念
- I-5. 都市計画区域の基本方針
- I-6. 周辺都市計画との関係・位置づけ

II. 区域区分の決定の有無

- II-1. 区域区分の有無
- II-2. 判断根拠

III. 主要な都市計画の決定の方針

III-1. 土地利用に関する主要な都市計画の決定の方針

- 1) 主要用途の配置方針
- 2) その他土地利用の方針

III-2. 都市施設の整備に関する主要な都市計画の決定の方針

- 1) 交通施設の整備の方針
- 2) 下水道及び河川の整備の方針
- 3) その他

III-3. 市街地開発事業に関する主要な都市計画の決定の方針

III-4. 自然的環境の整備又は保全に関する都市計画の決定の方針

- 1) 主要な緑地の配置方針

付図 八幡平都市計画区域の将来像図

「内容については別添のとおり」

理由

都市計画区域の変更に伴い、新たな都市計画区域での整備、開発及び保全の方針を定めようとするものです。

八幡平都市計画
都市計画区域の整備、開発及び保全の方針
(八幡平都市計画区域マスタープラン)

平成 24 年 3 月

岩 手 県

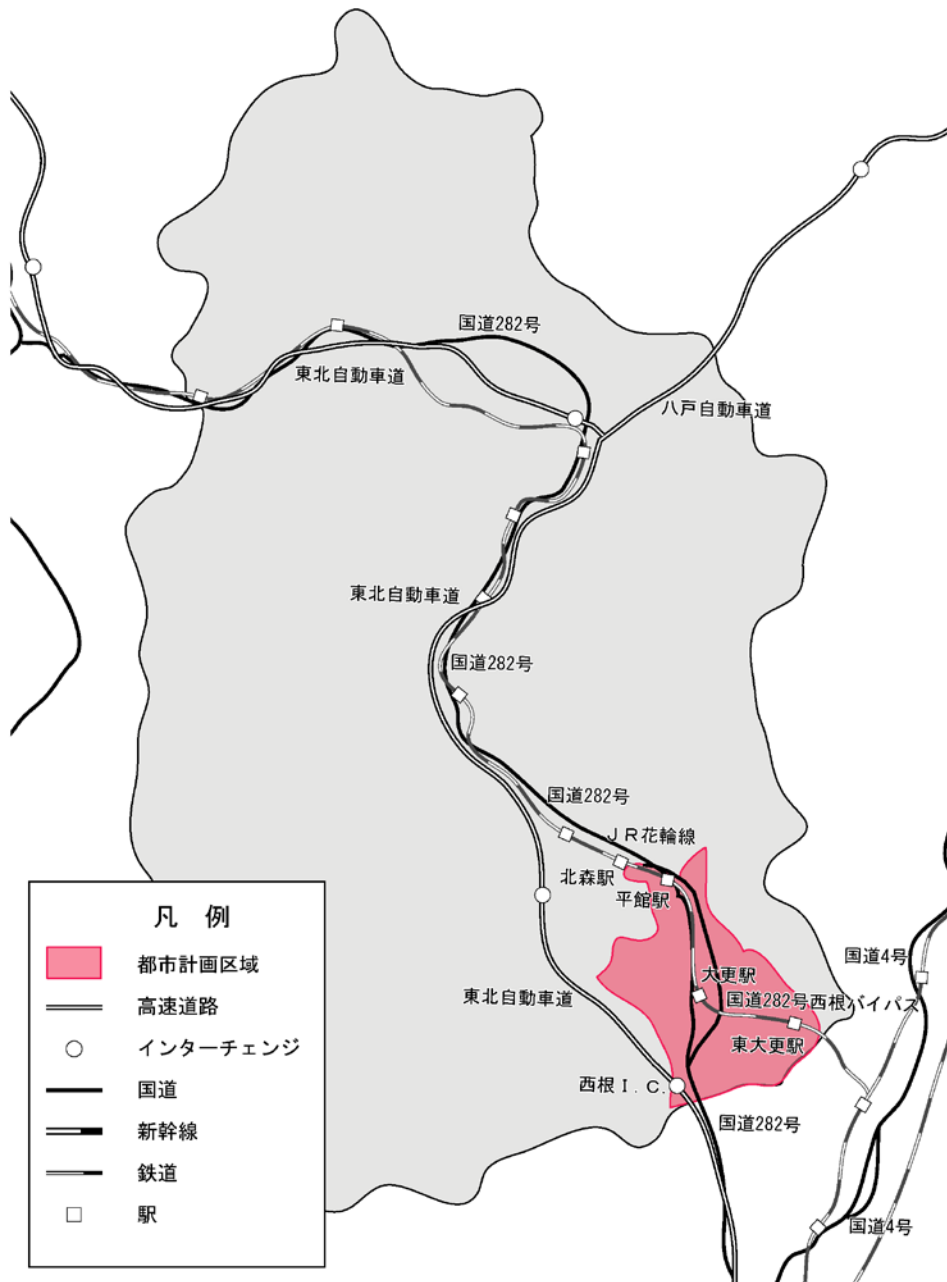
I. 都市計画の目標

I-1. 都市計画区域の名称・規模等

本方針は、八幡平都市計画区域（以下「本区域」という。）を対象とし、その規模・範囲は以下のとおりです。

名称	市町村	範囲	面積 (ha)
八幡平都市計画区域	八幡平市	行政区域の一部	4,052

八幡平都市計画区域



I-2. 基準年及び目標年次

本方針（マスタープラン）は、策定時点からおおむね 20 年後の都市の姿を展望するものとし、基準年及び目標年次を以下のとおりとします。

内 容	基準年	目標年次
将来都市像の目標年次	平成 17 年	平成 44 年
都市施設、市街地開発事業の整備の目標	(国勢調査実施年)	平成 34 年

I-3. 都市計画区域の現状・課題

本都市圏は、盛岡都市圏の北部、岩手山の麓に位置し、江戸時代には、田頭宿、大更宿、平館宿と鹿角街道の宿場町として栄え、近年は、安比高原や八幡平などの観光地の中継地として、また、東北縦貫自動車道を活用した盛岡北部の工業拠点として発展してきました。

しかし、中心市街地の空洞化の進行により都市機能の低下が懸念される状況にあり、既にある基盤を活用しつつ快適な都市環境の整備を図る必要があります。

また、地球温暖化などの環境問題や高齢化に対応するためのエコ・コンパクトシティの実現に向けた集約型都市構造の構築、財政基盤の低下に対応するための選択と集中による都市づくりや既存ストックの有効活用を進める必要があります。

I-4. 都市づくりの基本理念

本区域の将来像を次のとおり掲げます。

自然に包まれた快適環境都市

自然環境と都市環境の調和した「自然に包まれたまち」の形成や、誰もが安心して暮らせる快適な居住環境の形成を図るとともに、活力ある産業拠点の形成を図ります。

また、交通ネットワークの充実と交通結節点の機能強化により、都市間連携によるにぎわい拠点の形成を目指します。

さらに、コンパクトな都市づくりを目指し、これまで蓄積してきた社会資本は貴重な財産として維持保全に努めるとともに、災害や高齢化に備えた、より安全で快適な都市づくりを目指します。

I-5. 都市計画区域の基本方針

都市づくりの基本理念を踏まえ、本区域の基本方針を次のとおり定めます。

自然環境と都市環境の調和した「自然に包まれたまち」形成

自然環境と都市環境の調和を目指し、原風景としての田園風景を保全するとともに、市街地に接する緑地の活用や景観に配慮した市街地の開発・整備により、自然に包まれたまちの形成を図ります。

また、無秩序な市街化の抑制や既存ストックの有効活用等を図り、効率的で利便性の高く社会コストが低い地球環境にやさしい低炭素型の都市づくりを目指します。

誰もが安心して暮らせる快適な居住環境の形成

ユニバーサルデザインに基づいた道路整備や小広場・小公園の確保、施設緑化、不燃化などを促進するとともに、歩行者空間を確保し、誰もが安心して暮らすことのできる安全で快適な居住環境の形成を図ります。

また、岩手山の火山活動をはじめとする自然災害への対策を充実させます。

活力ある産業拠点の形成

農業の持つ様々な機能と都市活動との調和を図るとともに、観光地へのアクセス道路の整備や、分かりやすい案内・誘導などの観光振興を図ります。

盛岡北部工業団地への企業誘致を促進するとともに、中小規模の工業系施設の集約化などにより、土地利用の混在解消を図ります。

また、大更駅前の商業地や国道 282 号沿道の商業地などは、商業地の特性に合わせた環境形成を図り、魅力ある商業地の形成に努めます。

交通ネットワークの充実と交通結節点の機能強化

国道282号など広域的な交通ネットワークの強化を図るとともに、区域内道路網の充実や幹線道路につながる生活道路の充実を図ります。

鉄道駅周辺は、住民生活の拠点として、また、自動車と鉄道の交通結節点として、機能強化を図ります。

都市間連携によるにぎわい拠点の形成

市街地の一体性を強化するとともに、主に大更駅周辺や市役所周辺は都市機能の充実を図り、都市間連携によるにぎわい拠点の形成を目指します。

I-6. 周辺都市計画との関係・位置づけ

本区域は、南は盛岡広域都市計画区域と連続しています。

周辺の都市計画区域と適切な連携を図って、効率的な都市づくりを進めていきます。

Ⅱ．区域区分の決定の有無

Ⅱ－１．区域区分の有無

本区域においては、区域区分を定めないものとします。

Ⅱ－２．判断根拠

- 行政区域人口は昭和 55 年以降一貫して減少傾向にあり、今後も減少することが予想されます。
- 都市計画区域内人口は、昭和 60 年から平成 12 年までは増加傾向にありましたが、平成 17 年は減少に転じています。
- 区域区分を定めている盛岡広域都市計画区域との境界では、無秩序な市街化の進行などの問題は起こっておらず、また、これまでの計画的な住環境等の整備により、適正な市街化が図られていることから、無秩序な市街化が進行している状況ではないと判断されます。
- 人口動向等からも、今後、無秩序な開発が急速に進展することはないと考えられます。
- 以上のことから、都市的土地利用の拡散を制限する強い必要は見られず、良好な市街地環境の維持は、区域区分以外の都市的土地利用規制でも十分に対応できると判断されます。

Ⅲ．主要な都市計画の決定の方針

Ⅲ－１．土地利用に関する主要な都市計画の決定の方針

1) 主要用途の配置方針

① 商業地

- 大更駅西側の商業系用途地域指定地区(国道 282 号(バイパスではない現国道)、JR 花輪線大更駅、(都)両沼下町線で囲まれた区域)は、本区域の中心商業拠点として既存の商業集積を活かし、親近感のある商業地形成を図るとともに、行政サービス施設や医療・福祉施設の利便性向上を図り、本区域をイメージづける重要な地区として、建築物のセットバック(壁面後退)や小公園などの整備を検討し、ゆとりある街並みの形成を図ります。
- 国道 282 号沿道の商業地は、中心市街地との役割分担を明確にしながら自動車利用客を対象とした沿道サービス型の商業・業務施設が主体となった土地利用形成を図ります。

② 工業地

- 既存の工業地については、本区域の生産拠点として機能の維持・向上を図ります。

③ 住宅地

- ・住宅地は、不足する公園や道路などの都市基盤施設の整備を図るとともに、地区計画や建築協定の導入を検討し、快適かつ魅力ある住環境の形成を図ります。
- ・また、大更駅東側は国道 282 号西根バイパスの開通により開発需要の高まりが予想されることから、秩序ある土地利用形成を図ります。

2) その他土地利用の方針

① 災害防止の観点から必要な市街化の抑制に関する方針

- ・災害が発生するまたは災害により被害を受けるおそれがある地域等については、市街化を抑制するとともに、災害の予防と被害の軽減に対する対策を進めます。

② 白地地域に関する方針

- ・白地地域（都市計画区域内で用途地域外の地域）は、土地利用の状況等を考慮しつつ、将来の環境悪化が懸念される場合には、特定用途制限地域や建築形態規制（容積率・建ぺい率）等の土地利用規制を検討します。
- ・また、白地地域について、農業振興地域の整備に関する法律等の他法令等により土地利用規制が行われている土地を都市的な用途に供する場合には、関係機関等と土地利用調整を十分に行います。

③ その他

- ・既に工業系施設が立地している国道 282 号沿道は、今後、沿道サービス型商業系施設の立地も想定されることから、適切な土地利用誘導により、多様な機能が共生する市街地形成を図ります。
- ・市役所周辺は、市立図書館・市民センターを核とした文化、レクリエーション活動などの中心とします。
- ・市役所新庁舎の建設予定地周辺は、庁舎立地に伴う開発圧力が增大すると想定されることから、特定用途制限地域等の指定を検討します。

Ⅲ-2. 都市施設の整備に関する主要な都市計画の決定の方針

1) 交通施設の整備の方針

① 交通体系・ネットワーク

- ・交通体系の整備に当たっては、県内内陸部・沿岸北部、あるいは県外とを結ぶ広域間の交流が活発に行われるよう交通機能の確保に努めるほか、盛岡広域生活圏として盛岡市や近郊諸都市との関係が密接であることから、地域間の交流が活発に行われるよう交通機能の確保に努めます。

② 道路

- 広域間を結ぶ道路としては、東北縦貫自動車道の活用を図るとともに、国道 282 号の交通負荷を軽減するため、国道 282 号西根バイパスの整備を推進します。
- 地域間を結ぶ道路である県道については、狭隘区間の解消などにより道路機能の向上を図ります。
- 国道 282 号から市役所新庁舎の建設予定地へのアクセス道路については、計画的な整備を図るとともに、田頭、野駄方面からの利用についても検討し、利便性の向上を図ります。
- 都市幹線道路は、本区域内の骨格となる道路であり、自動車交通ばかりでなく、歩行者交通路としても重要な路線であるため、十分な幅員の確保を図ります。
- なお、都市計画道路については、今後の交通量調査等を基に将来交通需要予測を行い、必要性等を検証のうえ適切な見直しを行うものとします。
- 道路は、想定される自然災害に備え、避難ルートや支援物資輸送ルートの確保を図ります。

③ 公共交通機関等

- 交通結節点として駅周辺の整備を促進します。
- 大更駅の西側及び東側は、駐輪場、駐車場等の環境整備により交通結節機能の強化を図ります。
- 東大更駅周辺部では、農村部の生活拠点の機能を果たすため、快適性に優れた、待ち合わせなどが可能な広場の確保を検討します。
- 北森駅は、利便性の向上と安全性の確保を図るため、市役所新庁舎の建設予定地付近への移設を検討し、関係機関との十分な協議のうえ整備促進を図ります。

2) 下水道及び河川の整備の方針

- 下水道は、公共水域の水質保全を図り、衛生的で快適な都市生活を営むために重要な施設であることから、計画的な整備を図ります。
- 河川については、開発に伴う流量増への対応を図るため、流域における総合的な治水対策を実施するとともに、河川の整備にあたっては多自然川づくりを基本に、市民に親しまれる川とするため、河川改修に合わせた護岸整備を図ります。また、護岸整備を行う際には、コンクリート護岸は出来るだけ避け、人々が水にふれあえる場を創出し、親水性の向上を図ります。

3) その他

① 都市施設の都市計画決定における配慮

- ・都市施設の整備に当たっては、営農環境に支障を及ぼすおそれが生じないように配慮します。

Ⅲ-3. 市街地開発事業に関する主要な都市計画の決定の方針

- ・市街地については、機能的な商業地・良好な住宅地の確保、利便性の向上を図ります。
- ・その方策として、道路、下水道及び公園の整備を検討するほか、地区計画、特別用途地区等により土地利用の誘導等を図ります。

Ⅲ-4. 自然的環境の整備又は保全に関する都市計画の決定の方針

1) 主要な緑地の配置方針

① 環境保全システムの配置方針

- ・アカマツ林が広がる松森山については、自然環境保全地域として保全を図ります。

② レクリエーションシステムの配置方針

- ・八幡平市総合運動公園は、東側には国道 282 号西根バイパスも整備されることから、住民のスポーツ、レクリエーション振興の場として積極的な利活用を図ります。
- ・住区基幹公園は、地区公園、近隣公園、街区公園で構成され、遊戯、スポーツ、休憩機能をはじめ、地域交流、コミュニティ、防災機能などを有し、生活圏形成に必要な都市施設であり、このうち本区域の近隣公園と街区公園は、生活圏の広がりや人口規模等を考慮して配置します。
- ・市街地に近接する小丘陵地は、緑地として保全を図るとともに、散策路の整備などにより活用を図ります。
- ・緑地空間は、回遊性の確保を図るため、幹線道路の歩道部や区画道路の適切な整備を図り、都市公園、河川敷公園、緑地、河川を結びつけ、自転車、歩行者の回遊性を高めます。

③ 防災システムの配置方針

- ・公園は、災害発生時には周辺住民の避難場所として機能するよう適切に配置します。

④ 景観形成システムの配置方針

- ・市街地及び農村集落と一体となり良好な田園景観を形成している市街地の周辺部に広がる田園地帯は、建築協定や緑地協定、景観法、景観条例等の活用を検討し、良好な景観の保全を図ります。

- 特に、大更駅周辺地区は本区域の拠点地区であり、周辺との調和を図りつつ、八幡平市の象徴となるような景観整備を図ります。
- 公共公益施設や工場、商業施設などについては、地域緑化の推進を図るため、施設周辺の緑化を推進し、市街地部における緑の増加を図ります。
- 建物の敷地内は、緑化、生け垣化などの誘導、奨励により、うるおいのある景観形成を図ります。
- 幹線道路にはできる限り植樹帯を設け、道路景観の向上と延焼防止機能の強化を図ります。
- 特に国道 282 号は本区域をイメージづける道路であるため自然と調和したみちづくりを推進します。

付図『八幡平都市計画区域の将来像図』

